2307	180050xx97xxxx	その他の悪性腫瘍	あり			7	17	48	2,787	2,179	1,852
2308	180060xx99xxxx	その他の新生物	なし			2	6	15	3,102	2,470	2,099
2309	180060xx97xxxx	その他の新生物	あり			3	6	14	2,614	1,939	1,649

（注）この表における用語については、次に定めるところによる。
（一）「入院期間Ⅰ」とは、診断群分類番号ごとに入院日（日）のⅠの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。
（二）「入院期間Ⅱ」とは、診断群分類番号ごとに入院日（日）のⅠの欄に掲げる日数を超え入院日（日）のⅡの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。
（三）「入院期間Ⅲ」とは、診断群分類番号ごとに入院日（日）のⅡの欄に掲げる日数を超え入院日（日）のⅢの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。

18　4に規定する病院、5に規定する病院及び6に規定する病院の医療機関別係数は、病院ごとに別に厚生労働大臣が定める基礎係数、暫定調整係数及び機能評価係数Ⅱと、別に厚生労働大臣が定める機能評価係数Ⅰとを合算して得た係数とする。

○厚生労働省告示第八十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

本則及び別表を次のように改める。

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。

一　次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する検査、画像診断、処置又は手術を受ける患者

イ　K190－6　仙骨神経刺激装置植込術
ロ　K190－7　仙骨神経刺激装置交換術
ハ　K260－2　羊膜移植術
ニ　K281－2　網膜再建術
ホ　K328－2　植込型骨導補聴器移植術
ヘ　K328－3　植込型骨導補聴器交換術
ト　K340－7　内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅴ型（拡大副鼻腔手術）
チ　K476－4　ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
リ　K509－4　気管支瘻孔閉鎖術
ヌ　K555－2　経皮的大動脈弁置換術
ル　K562－2　胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術
ヲ　K617－5　内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術
ワ　K656－2　腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）
カ　K699－2　体外衝撃波膵石破砕術（一連につき）
ヨ　K699－2　体外衝撃波膵石破砕術（一連につき）（注に規定する破砕した膵石を内視鏡を用いて除去する場合に限る。）
タ　K879－2　腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）
レ　K910－3　胎児胸腔・羊水腔シャント術（一連につき）

二　別表一の薬剤の欄に掲げる薬剤（当該薬剤ごとに同表の診断群分類番号の欄に掲げる診断群分類番号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表17の診断群分類点数表に掲げる診断群分類番号をいう。）に係るものに限る。）を投与される患者

三　別表二の手術・検査の欄に掲げる手術・検査（当該手術・検査ごとに同表の診断群分類番号の欄に掲げる診断群分類番号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表17の診断群分類点数表に掲げる診断群分類番号をいう。）に係るものに限る。）が入院日から五日以内に実施される患者

別表一

	薬剤	診断群分類番号
1	オクトレオチド酢酸塩（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成23年11月25日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	060035xx0103xx
		060035xx0113xx
		060035xx97x2xx
		060035xx97x30x
		060035xx97x31x
		060035xx99x2xx
		060035xx99x30x
		060035xx99x31x
2	ミグルスタット（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx
		100335xx97x1xx
		100335xx99x00x
		100335xx99x01x
		100335xx99x1xx
3	ドルナーゼ　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx
		100335xx97x1xx
		100335xx99x00x
		100335xx99x01x
		100335xx99x1xx
4	ソマトロピン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成24年8月24日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	100360xxxxxxxxx